

鳥取県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
フジモト薬局	鳥取市行徳町一丁目103	平成24年12月15日
面谷内科・循環器内科クリニック	米子市昭和町71-1	平成25年2月28日
すずらん薬局	米子市昭和町71-4	〃